

福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等の
あり方に関する有識者会議 意見のまとめ（案）

令和 7 年 11 月

福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等の
あり方に関する有識者会議

【 目 次 】

はじめに	・・・	1
1 有識者会議の組織	・・・	1
2 開催実績	・・・	1
3 第1回会議での委員の主な意見	・・・	2
4 第2回会議での委員の主な意見	・・・	3
5 第3回会議での委員の主な意見	・・・	4
6 第1回～3回会議における委員意見のまとめ	・・・	5

はじめに

福岡市漁港管理条例及び同条例施行規則においてプレジャーボート（※）を係留できるのは、浜崎今津漁港と規定しているが、その他の福岡市が管理する漁港（以下「市管理漁港」という。）において、プレジャーボートの放置艇を約350隻確認している。

プレジャーボートの放置艇については、全国的な課題となっており、市管理漁港において多くの放置艇が確認されたことから、適正化に向けた対応の検討のため、専門的見地から意見を聴取することを目的に「福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置した。

※福岡市漁港管理条例に規定する船舶の種類は、「漁船」、「漁船以外の船舶」、「小型船舶」となっており、本有識者会議では、プレジャーボート及び遊漁船（以下「プレジャーボート」と総称する。）の係留等を議論の対象とする。

1 有識者会議の組織

会長	來生 新	横浜国立大学名誉教授、放送大学名誉教授
副会長	斎藤 芳朗	弁護士 德永・松崎・斎藤法律事務所
委員(50音順)	上野 亮一 久米村 翔 島田 修 近松 英一郎 宮脇 敬子	福岡県農林水産部水産局水産振興課長補佐 公認会計士 EY新日本有限責任監査法人 一般社団法人 福岡県海洋スポーツ協会事務局長 福岡県漁業協同組合連合会参事 舞鶴自治協議会 会長

2 開催実績

日時	場所	出席者	次第
第1回 令和7年9月12日(金) 10:00~11:45	TKP エルガーラホール 中ホール1	6名出席 (久米村委員欠席)	・会長副会長の選出 ・事務局からの説明 ・協議
第2回 令和7年9月30日(火) 15:00~16:15	アクロス福岡 6階 607会議室	7名出席	・事務局からの説明 ・協議
第3回 令和7年11月20日(木) 14:00~ :	TKP ガーデンシティ PREMIUM 天神カイホール ウェストルーム	6名出席 (島田委員欠席)	・事務局からの説明 ・協議

3 第1回会議での委員の主な意見

【係留しているプレジャーボート（約350隻）への対応について】

- ・県内の他市町が管理している漁港には収容能力の余裕がない。
- ・市内民間マリーナの現状は、大方、飽和している状況。
- ・漁業の状況変化の中で、漁港の空間的余裕がある場合は、漁業以外と共存共栄することが望ましい。
- ・本来、漁港は漁業活動のためのものであり、漁業活動に支障がないようにしてほしい。
- ・水産庁をはじめ国の色々な方針を踏まえ、適正化に向けた検討を進めるべき。
- ・現在、漁港にプレジャーボートを係留している善意の利用者に不利益がないような考慮が必要。

【今後の管理運営と放置艇対策について】

- ・周辺住民にとっても安全・安心な管理をしてほしい。
- ・他都市の先行事例を参考に検討を行うべき。
- ・漁港のことを一番把握している漁業者の知識や経験と、行政が連携した管理体制の検討が必要。

【今回の事案の原因検証と再発防止策について】

- ・漁協が費用を利用者より徴収していたことについて、漁協が管理するためにどのような経費が発生していたかを確認することが望ましい。
- ・出来る範囲で過去に遡って検証し、市民が納得できる新しい管理の方向性を打ち出すことが重要。
- ・第三者的立場から、福岡市の調査等には全面的に協力する。

4 第2回会議での委員の主な意見

【係留しているプレジャーボートへの対応・今後の管理運営と放置艇対策について】

- ・漁業活動への支障が生じないように、放置等禁止区域を設定すべき
- ・地域の意見をよく聞いたうえで、駐車場の問題なども併せて検討する必要がある
- ・プレジャーボートは特定の人しか利用しないため、利用料は受益者負担を原則とし、係留に係る費用は利用者が負担すべき
- ・現在の市の使用料よりも大きく値上がりする場合は、激変緩和措置期間を設けることなども考える必要があるのではないか
- ・漁業活動への支障を考えると、民間マリーナと同じサービスの提供は難しいため、そのことを勘案した利用料設定の検討が必要
- ・管理方法については、現在の問題にすぐに対応する話と、将来的にどうしていくのかと2段階で検討していくべき

【市漁協のプレジャーボートの係留の収支について】

- ・本有識者会議では、委員の様々な見識や立場からの意見を踏まえ議論する必要がある
- ・事務局から示された資料と説明の範囲では、収支には大まかなところで不合理を感じない
- ・本来、市が管理すべきところを、市漁協が管理に必要なことを行っており、不当利得の返還請求を行うことは難しいのではないか
- ・不当利得にあたるかどうかは、これまでの経緯等も含め、法的な最終判断をすべき

5 第3回会議での委員の主な意見 ※第3回会議後に、記載

【係留しているプレジャーボートへの対応・今後の管理運営と放置艇対策について】

【市漁協のプレジャーボートの係留の収支について】

【今回の事案の原因検証と再発防止策について】

6 第1回～3回会議における委員意見のまとめ

【係留しているプレジャーボートへの対応・今後の管理運営と放置艇対策について】

- プレジャーボートの係留について、条例及び規則を整理し、浜崎今津漁港以外の市管理漁港でも市の適正な管理下においてうえで受入れを行う。
- 漁船減少による漁港の有効活用の観点を踏まえつつ、本来、漁港は漁業活動の施設であるため、放置等禁止区域の設定などを行い、漁業活動に支障がない範囲での受け入れとする。
- 地域の意見をよく聞いたうえで、駐車場の問題なども併せて検討し、周辺住民にとっても安全・安心な管理とする。
- 受益者負担を原則とし、民間マリーナとのサービスの違いなどを考慮した利用料の設定を行う。

<留意事項>

- ・現在、漁港に係留している善意の利用者のプレジャーボートが他の場所で放置艇となるないような配慮の検討を行う。
- ・管理手法については、国の方針や他自治体の先行事例（委託や指定管理など）を参考にし、短期的視点と長期的視点で分けて検討を行う。
- ・現在の市の使用料よりも著しく高くなる場合は、激変緩和措置などの検討を行う。

【市漁協のプレジャーボートの係留の収支について】

※第3回会議後に、記載

【今回の事案の原因検証と再発防止策について】

※第3回会議後に、記載